千葉県アルコール健康障害対策推進協議会運営要綱

（設置）

第１条　本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進　するため、千葉県アルコール健康障害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の事項を協議する。

（１）アルコール健康障害対策基本法（平成２５年法律第１０９号。以下「基本法」という。）第１４条第１項の規定に基づき県が策定した、千葉県アルコール健康障害対策推進計画（以下「推進計画」という。）の変更に関すること。

（２）県が推進計画に基づき行うアルコール健康障害対策に関すること。

（４）その他、アルコール健康障害対策を推進するために必要な事項。

（組織）

第３条　協議会は、学識経験者、医療関係者、関係団体等の委員をもって構成する。

２　委員の任期は推進計画の終期までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　協議会に会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

４　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

２　県は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第５条　第２条に掲げる業務を円滑に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

（事務局）

第６条　協議会の庶務は、健康福祉部障害者福祉推進課において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年９月２５日から施行する。